

在函館ロシア領事館 ―ロシア国立歴史文書館史料より―

セルゲイ・チエルニャフスキー

日露両政府によって一八五五年に結ばれた下田条約の取り決めによれば、ロシアには北海道の箱館に自国の在外公館【Дипломатическая Миссия】を設置する権利が賦与されていた。領事館【Консульство】開設の決定がペテルブルグでなされたのは一八五七年一二月、すなわち今から一六〇年前のことである。

外国におけるロシアの外交代表部【Дипломатическое представительство】の活動に関する史料の大部分は、モスクワにあるロシア帝国外交文書館に所蔵されている。しかしながら、その活動を跡付ける幾つかの史料がロシア国立歴史文書館、および、その学術参考書庫【Научно-справочная библиотека】の文書保存庫に残されており、それらの中には、箱館におけるロシアの在外公館の形成、および、その活動に関する興味深い情報が含まれている。

箱館の領事館は、歴史上初めての日本におけるロシアの常設代表部【представительство】となり、特別な地位を占めることになった。まず第一に、箱館の公館【Миссия】は、極東の外国港における最初のロシア領事館であったということ、第二に、それは通常の領事館任務と同時に、政治的機能を遂行するものであった、すなわち、その実質において本格的な外交代表部であったということである。

箱館は、ロシア領事館が同地に設置されたはるか以前に、両国間の関係が結ばれた場所であったことから、ロシアと日本の組織的接触が始まっていったところと言って過言ではない。

早くも一七九三年に、エカテリーナ二世の勅令を遂行するため、特使アダム・キリーロヴィチ・ラクスマンを团长とする最初のロシア使節団が箱館に到着した。ロシアではこの使節団の成果は十分高く評価されたが、一連の諸原因により、その時期には両国の外交的接触は更なる発展には至らなかった。

A・K・ラクスマンの他に、箱館には、有名な航海者ヴァシリイ・ミハイロヴィチ・ゴロヴニンとエヴフィミイ・ヴァシリエヴィチ・プチャーチン提督がそれぞれ異なる時期にやって来ており、両者ともに日露関係の発展に顕著な足跡を残した。

しかしながら、彼らとは別に、箱館のロシア公館と最も深いつながりを持っていたのは二人の我が同胞、すなわち、日本における最初のロシア領事であったイオシフ・アントノヴィチ・ゴシケーヴィチと、主教【Священник】ニコライ・ヤポンスキイの名で歴史に残るロシア正教会の有名な活動者イヴァン・ドミトリエヴィチ・カサートキンである。この二人の傑出した人物はそれぞれの能力に応じてロシアと日本の善隣関係の発展に寄与した。ロシア国立歴史文書館には、日露両国の国益に向けての彼らの実り多き活動を示す史料が少なからず残されている。

一八五八年一月、クリツパー艦ジギット号に乗って最初のロシア領事で六等文官、イオシフ・アントノヴィチ・ゴシケーヴィチが箱館に着した。ゴシケーヴィチに与えられていた指示は、日本に対する平和友好政策の遂行と隣国の内政への不干渉であった。外交官としてのゴシ

ケーヴィチのために外務省内で特別に作成された訓令には以下のことが特記されている。

「我々が望んでいる唯一のことは、日本との通商の確立と拡大である。その他の事すべて、また、日本の内政への干渉という考えはすべて、我が国の政策とは無縁である。このことを日本政府に得心させるよう努力し、非友好的な示唆でもって我が国の意図するところと逆の考えを日本政府に与えないよう心がけること。」

箱館港は、ロシア沿岸、特に極東の行政中心地であるニコラエフスクに最も近く、領事館【Консульская Миссия】の設置場所を選定されたのは偶然ではない。この件に関して、外務大臣アレクサンドル・ミハイロヴィチ・ゴルチャコフは次のように記している。

「箱館は、我が国の領土から近く、我が国のすべての政治的利益が専ら集中している北方にあるという、まさにその地理的位置から見て、領事館設置の場所として議論の余地のない利点を持つと私は考える」⁽¹⁾。

この点に関して、宰相アレクサンドル・ミハイロヴィチ・ゴルチャコフは、更に、国家経済局【Департамент государственной экономики】に宛てて次のように書き送っている。

「領事の滞在場所として、外国との通商に開かれた港のうち最も北に位置する箱館が選ばれた。同港は、サハリン、および、沿海州諸港に最も近いという、その地理的位置から見て、我が国にとり格別な利点を有する。日本でのその後の出来事は、この決定が先見性を持つものであることをじきに示した」⁽²⁾。

I・A・ゴシケーヴィチのことは、箱館の人々の記憶に残っていた。彼はE・V・プチャーチンの使節団で下田条約の締結交渉に通訳として参加した際にこの町を初めて訪れた。日本における最初のロシア領事となったゴシケーヴィチには、日本側との接触経験、さらには、諸外国の

言語、日本の生活、歴史、習慣についての知識があるのだから、領事という高い地位に選ばれたのは偶然ではなかった。さらにI・A・ゴシケーヴィチは外務省アジア局に在職中の一八五七年ロシアで出版された『和露辞典』【『和魯通言比考』】の著者となっている。同辞書はゴシケーヴィチが日本人、橘耕斎との共著で編纂したものである。後にこの辞書は「優れた学術著作に贈られる民間基金の」デミドフ賞を受賞し、I・A・ゴシケーヴィチ自身もその功績に対し「金メダル」を授けられた。⁽³⁾

領事が任地に赴く前、アムール委員会【Амурский комитет】では、一八五八年一月のE・V・プチャーチンの提言に従い、箱館のロシア領事館【Консульство】の活動、および、日露間の通商関係の発展に関わる諸問題が討議された。ロシア国立歴史文書館には、アムール委員会の同伴に関する議事録で、皇帝の裁可を受けたものの認証済みの写し【Заверенные копии】が保存されているが、その中で次のことが述べられている。

「アムール委員会は一八五八年一月一八日の会議において、一八五七年一月二五日【新曆二月六日】付の侍従武官長プチャーチン伯爵の意見書第一〇〇号を聴した。その意見書の骨子は次のようなものである。『日本と文明諸国との交際は極めて近い将来、飛躍的に拡大していくであろう。我が国と日本の今後の関係が立ち後れたものとなるのを避けるためにも、影響力を持つためにも、我々は、日本国と近しくなることを急がなければならない。』」

更にE・V・プチャーチンは、この問題解決のためには、箱館のロシア領事館員の増員と財政充実を図り、日本との効果的かつ互恵的通商関係の確立を促進することを提案している。⁽⁴⁾

この意見書を承けてアムール委員会が出した結論は次のようなものであった。

「：今回、委員会は、プチャーチン伯爵によって提示された論拠、および、オランダの代表部がすでに存在する国に、初めて置かれることになる我が国の領事館の位置づけを尊重し、大局的な基礎付けの上に立ち、箱館の我が領事館員を以下のように増員することを有益と判断する。

(一) 領事館に医師を派遣する。その際家族のある者を優先する。俸給は、プチャーチン伯爵の意見に従い、年額三〇〇〇銀貨ルーブル、(二) 司祭【**священник**】は年額二五〇〇銀貨ルーブル、(三) 海軍士官は年額三〇〇〇銀貨ルーブル。医師と海軍士官の人は海軍省に、司祭の人は宗務総監【**Обер-Прокурор Святейшего синода**】に委任する。

同様に委員会は、箱館に：学校と病院を設置すべきであるとの、プチャーチン伯爵の提言は極めて説得力に満ちたものと認め、それらの施設用に、我が領事に対し、初年度、概算五〇〇〇銀貨ルーブルを支給することとする。⁽⁵⁾

それらに続けて委員会では、いかなる部局がこれらすべての支出を財政的に担うのかに関する判断がなされ、最後に次のように述べられている。「我が国と日本との通商の発展に関するプチャーチン伯爵の提言に関しては、近々、外務大臣と大蔵大臣、両大臣の裁量に委ねることにする。」⁽⁶⁾

これらの史料から判明することは、一八五八年二月、ロシア領事I・A・ゴシケーヴィチに対し、大蔵省から、箱館での学校と病院の建設と維持用に、五〇〇〇銀貨ルーブルの額が支給されたということである。⁽⁷⁾

これらすべては、極東の隣国と緊密、かつ、多面的な結びつきを確立することが、ロシアにとり極めて重要であったことを物語っている。

家族を連れた領事の他に箱館に到着したのは、海軍士官P・N・ナジモフ大尉(後に海軍大将、太平洋艦隊を指揮)、医師のM・P・アルブレヒト、司祭長【**священник протоиерей**】V・E・マホフ、秘書官V・D・アヴァンデルで、ロシア領事館員は総員一五名に及んだ。⁽⁸⁾

科学に対する日本人の興味を考慮して、領事館付きの海軍士官と医師は、地元の住民が医学、航海術、天文学を学べるよう協力することが義務づけられた。その理由は、このことが友好関係の確立を助長するものだったからである。その一方で、領事は部下たちに対して日本語の学習を奨励したが、そのことは地元住民との接触のみならず、館員たちによる本務遂行にも寄与することであった。⁽⁹⁾

箱館在勤の期間一八六五年までに、I・A・ゴシケーヴィチは極めて多くのことを成し遂げた。箱館奉行から領事館用に広大な土地の供与を取り付け、そこには、大きな領事館、二〇〇床の入院病棟、教会、その他の建物が順次建てられた。⁽¹⁰⁾ただし、それらの課題を解決するためには、少なからぬ努力を要した。

当初領事館付きの医師たちは、箱館に入港してくるロシア艦船の海軍軍人を含むロシア国民のみの治療に当たっていたが、その後、日本当局からの特別な許可を得て、地元住民への医療援助も行うようになった。その際、ロシアの医師たちは診療のみならず入院治療も行い、毎年一〇〇人近くの患者を受け入れた。更に、往診も無料で行った。また、鍼治療、指圧、薬草などの伝統的な治療法を用い、外科手術にはなじみなかった日本人医師たちを対象に、公開死体解剖をやって見せた。さらに日本人医師たちは病院で実習を行い、当時の日本ではほとんど知られていなかった医学分野を学んだ。これらのすべては箱館、および、北海道全体における医学の発展に寄与した。その一方で、ロシアの医療関係者も日本医学の成果に強い興味を抱き、各種病気の治療法のいくつかを土地の医師たちから学び、取り入れた。

I・A・ゴシケーヴィチの指導の下に、領事館員たちは、口語日本語の基礎をかなりな短期間で修得した。また、ロシア領事は、日本人にロシアの習慣や伝統を紹介するための努力を惜しまなかった。その目的の

ために、ロシア語学習の場が設けられ、キリスト聖誕祭や新年のお祝いも催され、領事館の婦人たちは、贈り物を配る際に民族衣装を着用した。⁽¹¹⁾
一八六一年七月、病の身となった司祭長【**Свищеник**】ヴァシリイ・エメリヤノヴィチ・マホフに代わり、箱館領事館付属のロシア正教会主任司祭【**настойтель**】に任命されたニコライが蒸気船アメリカ号で箱館にやって来た。⁽¹²⁾

ニコライ神父【**отец Николай**】以下、この二語は「ニコライ神父」と訳している】は日本に到着後直ちに精力的な布教活動を展開した。領事I・A・ゴシケーヴィチと共同して、日本国民にロシア語を教授する学校を開設した。司祭長【マホフ】自身もかなり短期間のうちに日本語を修得し、日本語で説教を行うほどであった。自分に与えられた任務の状況について彼は、宗務総監【**Секретарь Святишного Правительству Империи Синода**】アレクセイ・ペトロヴィチ・アフマトフに宛てた一八六三年八月二一日付の書簡の中で次のように書いている。

「：しかし、重要なことは、教会（箱館領事館付属のキリスト復活教会。セルゲイ・チュエルニャフスキー注）の建設と装飾についての榮譽は、教会の長老【**критоп**】（寺院の建設と装飾に資金を供与した人物。セルゲイ・チュエルニャフスキー注）と呼んでしかるべき領事に属するものです。彼の熱意と美意識は、我々の小さな教会が、少なくとも、領事館の資金力とこの土地の職人の能力が許す限り、素晴らしいものになるであろうことを保証してくれています。」

私は現時点で日本語をかなり自由に話せるようになり、今では漢字の勉強も始めています。漢字の知識なしでは日本の本は一つも読めないからです。私の家には、我が国の政府から支給された資金で設立された学校があり、活動を始めてすでに二年になり、現在この学校で、私は年齢の異なる六人の日本人にロシア語を教えています。私は当地の仏教僧た

ちと親しく知り合い、時折彼らの説教を聞きに行ったり、彼らから宗教的情報を取り入れています。それらの情報の骨子については、次回手紙の中で閣下【宗務総監は宗務院の院長で、皇帝が任命し、聖職者ではない】にご報告致すつもりです。⁽¹³⁾

ニコライ神父の書簡に対しては然るべき回答が必ずあった。彼の願いに応じて、領事館教会に下級聖職者【**приветник**】が任命された他、教会への物質的援助供与をE・Vプチャーチン伯爵がノヴゴロド、および、サンクト・ペテルブルグ府主教イシドールに願ひ出ている。

「：謹んで宛下にお手紙を認める次第です。箱館にある教会の整備のために、前駐日ロシア領事で七等官ゴシケーヴィチの名で寄進帳（教会のための資金徴収用の。セルゲイ・チュエルニャフスキー注）を下付頂くようご配慮をお願い申し上げます。ゴシケーヴィチは、箱館教会の整備に以前からすでに多大の尽力をなし、現在は教会のための寄進を集める労を自ら進んで引き受けています。」⁽¹⁴⁾

この文面から分かるように、日本での公的な領事職を退いた後もI・A・ゴシケーヴィチは、日露両国の関係の強化のために尽力していた。ニコライ神父は、他の職務を遂行する傍ら、ロシアの歴史、文化、生活様式や習慣を日本人に紹介をした。その際、彼自身も日本文化、および、伝統に深い関心を抱いていた。これらすべてのことは両国民の友好の接触と接近の確立に寄与した。

その中で、ニコライという優れた人物の生涯の主要な仕事となったのは宣教活動である。ニコライ神父の名は、日本においてロシア正教会が定着し活動した五十年以上にわたる時期と緊密に結びついている。

一八六九年にニコライ神父は宗務院に、日本においてキリスト教を広めることは極めて望ましいことであり、そのためには日本にロシア正教会の代表部を設置することが不可欠であるとの内容の文書を提出した。

宗務総監【ober-prokypor Sinora】のドミトリイ・アンドレエヴィチ・トルストイは、大蔵大臣に宛てた一八六九年二月一九日付の書簡の中で次のように書いている。

「八年に及ぶ日本滞在の間、日本の文化、宗教、および、日本国民の精神を研究してきたニコライ神父の証言によれば、日本人は知識欲が極めて旺盛で、特にこの最近は、ヨーロッパ文明の吸収に強い意欲を示している…。

日本人は今日、キリスト教に対して友好的な態度を公に示している。同様に日本政府についても、キリスト教に対して敵対的であると非難するほどには当たらない…。

このような好ましい状況の中、西洋の宣教師たちはいち早く日本にやって来て、多大な成果を上げている…。

西洋の宣教師たちの成果は、日本における我が教会の主任司祭【настойтель】をして宣教活動に向け触発し、その活動も実を結んでいる…。

日本人の正教への帰依に力を注ぐ一方、ニコライ司祭【иеромонах Николай】以下この二語は「ニコライ司祭」と訳している】は、ひとりの学識ある日本人の助力の下に福音書を日本語に翻訳し、現在は他の聖典、そして、祈祷書の翻訳に取り組んでいる…。

数年に及ぶ経験から、日本での宣教を一人で行うことの不十分さを痛感したニコライ司祭は、日本にロシア正教会の宣教拠点【русская духовная миссия】を設置する必要性を提言し、その目的のために神学の素養のある若い人を三名補助者として派遣してほしいとの請願をしている…。ニコライ司祭が四名の宣教師を提言しているのは、宣教活動の更なる成功に向けて日本の主要拠点に彼らを配置することが有益とみなしているからである…。今後箱館に残るのは領事館付の司祭

【священник】ともなるだろう…。

…外務省は、ロシア正教会の宣教拠点設置というニコライ神父【Николай】の提言を宗務院が実現可能と認めた場合には、それに同意する用意がある。また、箱館の我が領事館付属の教会の主任司祭【настойтель】としての尽力と経験は、すでに外務省に十分知られているところであり、彼の指導の下での宣教は、近い将来日本での活動において正教会のために有益な結果をもたらさずにはおかないであろうことを確信している…。¹⁵⁾

一八七〇年四月六日の国家評議会【Государственный Совет】の献策に従って、日本に正教会の宣教拠点を設置するための支出が皇帝によって裁可された。それに従ってロシア正教会の宣教拠点が設置され、ニコライ神父自身がその長に任命され、管長【архимандрит】の位に就いた。以後、事の常として、必要経費の支出に関しての省庁間での文書往復が開始された。¹⁶⁾

一八七一年末、新しい協力者アナトリー司祭【Алекса́ндр・Дми́триевич・Ча́хай】が日本に到着した。ニコライ神父は函館の教会を彼に任せ、自身は首都東京に向かい、そこでキリスト教の普及を続けた。傑出した人物である彼の宣教の場での長年にわたる実り多きかつ多難な活動が始まった。一九七〇年、ロシア正教会は大主教【архиепископ】ニコライを聖人の列に加えた。¹⁷⁾

当文書館に保存されている史料の中に、箱館領事館付属教会の主任司祭【настойтель】から始まりその後日本におけるロシア正教会【русская православная миссия】の創設者となった大主教ニコライ・ヤポンスキイがその活動のほとんどすべてを記した日記が残されている。二〇〇四年に、一八七〇年から一九二二年までの期間の日記が五巻にまとめられて出版された。

領事 I・A・ゴシケーヴィチの箱館における活動については、一八六五年一〇月に外務省が次のことを特記している。領事館が箱館にあった八年間は、ロシア人と地元の住民との関係が最良の時期で、日本政府は、外貨の日本通貨への交換、領事館の建物の土地の供与など、我が国の領事のすべての申し出を満たしてくれた。日本政府は日露関係のすべての問題に関して彼と交渉を行い、「そのことにより、日本の首都にロシア公使がいらないことから、箱館の我が国の領事を日本におけるロシアの代表者とみなしたのである」⁽¹⁸⁾。

ロシア政府は、日本との関係の発展と強化における領事 I・A・ゴシケーヴィチの功績を高く評価し、聖アンナ三級勲章と聖スタニスラフ三級勲章を授与した。その後彼は外務省アジア局で、陸軍大佐に相当する六等文官という高い位で勤務を続けた⁽¹⁹⁾。

一八七〇年、I・A・ゴシケーヴィチと夫人のエリザヴェータ・ステファノヴナ・ゴシケーヴィチは世襲貴族の榮譽に浴した⁽²⁰⁾。

しかしながらこの時期、日露両国がその結びつきを強めていったにも拘わらず、両国間の通商は遅々として進まず、更なる進展が望まれていた。ロシア当局は、外交代表部 [Дипломатические представители]、特に箱館の領事館からもたらされる情報に則って、その問題の解決策を探った。

その結果として一八六七年一二月に、通商関係の簡素化のためにロシアと日本の間で条約が締結された。条約は、以下のような様々な通商問題に関する一二項から成っていた。日本の諸港に商品保管のための倉庫の設置、外貨交換、商品の積み込みと荷下ろしのための漕艇、および、労働者を港で雇用する際の不法行為の阻止、日本商人による各種船舶の取得と開港地でロシア役人の仲介なしで取引を行うことの可能性、日本諸港の入口に航海の安全を保証するための水路案内施設の設置、などで

ある。

条約の付則では、各種商品に対する輸入関税額、輸入、および、輸出関税の支払い規則、輸出入禁止商品リストが示され、度量衡などが定められている。日本側と新しい協定を締結する権限を持つていたのはロシア領事であったことから、ロシア政府を代表して文書に署名したのは、駐箱館領事エヴゲーニイ・カルロヴィチ・ビュツォフで、日本政府を代表して署名したのは、江連加賀守であった⁽²¹⁾。この条約の締結とその実現が、両国家間の通商関係発展の有益な一歩となったことは言うまでもない。

その間日本国内では、全世界における同様に、政治状況が変わっていった。これに対して、ロシア外務省は、日本を含む政治的、経済的課題解決の取り組みを修正し、然るべき対応を迫られた。このことに関連して、一八七〇年三月一九日、外務大臣・宰相・公爵 A・M・ゴルチャコフは、在中国公館、および、日本にある領事館の館員変更を、新しい案を添えて、国家評議会に提言した。この文書の中で箱館のロシア領事館について次のように述べられている。

「…江戸 [東京。セルゲイ・チェルニャフスキー注]、および、横浜港を自分たちの拠点として選んだ諸外国の外交代表者たち [Иностранцы] は、日本の誰に対して接すべきか、誰が日本における政府権力を代表しているのが時として分からず、極めて困難な状況に置かれていた。彼らは、願い出や抗議、および、要求を絶えず出し続けたにも拘わらず、いささかも、日本における自国民の地位を改善できなかったばかりか、逆に、徐々に自分たちの権威を失い、日本人を苛立たせることになった。

この困難な一〇年間において我々はそれとはまったく異なる状況にあった。我が国の領事は、箱館を拠点としていたことから、ロシアの利害に無縁の様々な願い出に煩わされることなく、他の諸問題（例えば、

通貨政策に関すること）に然るべく関与することができた。また、日本の首都へは、折りを見て出掛けることにより、ロシアはヨーロッパ全体の政治状況に関する発言権を確保することができた。

ロシア政府のつたこのような行動は、我が国の利害と完全に一致するものであり、ヨーロッパ人と最初の条約を結んだ後の日本国家が置かれた状況とも一致するものであった。しかしながら、ここ最近日本で生じた改変を注意深く追った結果、外務省は、彼の国の政府と、よりいっそう一貫した、よりいっそう緊密な関係を結ぶ時機がすでに到来したとの結論に達した。無秩序状態が：再び繰り返される可能性はまずない。だが、かといって外国人に対する新政府の対応はまだ完全に明確になつてゐるわけではない。しかしながら、ミカドの御所が京都から江戸に移されたことは、ヨーロッパ諸国の代表者たちと直接的に関係を結びたいという願望の現れの一つであり、事実彼らはミカドに拜謁を許されたことで、厳かにその権限を認められた。日本にとつて好ましいこのような状況改変の中で、我々は、今や間違いなく急速に発展していくであろう全体的な動きから外れた所に今後も留まることは有益ではなからう。我が国の外交代表者【amb】が政治、および、行政の中心地に近い所に移ることは不可欠で、そのことは、一方において、ロシアの利益のために利用すべき好ましい機会を捉えることが出来るようにするためであり、他方において、他の諸外国の日本政府に対する関係の性格、および、彼らの意図するところと要求を常時注視するためである。日本政府自身からも、我が外務省に送られてきた言明でもつて、箱館が首都から懸隔の地にあるために中央政府にとつて我が国の領事と交渉する際に困難であることを指摘し、ロシアが外交代表者【дипломатический агент】⁽²²⁾「公使。セルゲイ・チュエルニヤフスキー注」日本に派遣するよう要請している。」

このように、日本の政治体制に生じた根本的な変化はそこにおけるロシアの外交代表部の構造にも変化を引き起こした、というのが外務大臣の意見である。この件に関して、A・M・ゴルチャコフはその提言の最後の部分で次のように書いている。

「(一) 日本におけるロシアの代表【представителю】に任命されるのは、代理公使、総領事の称号を付与された人物である。

(二) 代理公使の常住地については現在のところ確定してはいない。諸状況から判断して、他の外国代表者が常住公邸を持つ横浜に置かれるか、あるいは、江戸を居住地に選ぶか、のいずれかとなるだろう。

(三) 代理公使には以下の人間が付くことになる。

(a) 副領事の称号を持つ書記官。総領事の指導の下に、ロシアの通商事項、現在の日本当局との細かい事柄などの整理に当たる。(b) 研修生二名、(c) 通訳一名。

(四) 医師のポストは廃止する予定である。その理由は、外国通商に開かれた諸港では、領事館職員はヨーロッパ人医師の元での治療をいつでも利用出来るであろうと思われるからである。

(五) 現在、駐箱館領事館付きである主任司祭に関して言えば、日本に独立した正教会の宣教拠点を設置することが予定されていることを念頭に、：外務省はこの件に付き、駐箱館領事館職員に当てられている費用を外務省の予算から宗務院の予算に振り替えるかたちで、聖職者【священник】に当てて、宗務総監と合意した。

(六) 在箱館領事館に関して言えば、同地に現時点で建物を着工する際には、外務省手持ちの費用から拠出することになるだろう。：

(七) 我が国の外交代表者の指揮下に、出来うれば、太平洋艦隊の軍艦一隻を置くこととする。

(八) 箱館領事館付きであった学校と病院は、現在はずでにその使命

在日総領事館の定員・規定（1870年）
皇帝陛下の裁可に供されたもの

| | 人数 | 年間経費 | | クラスと等級 | |
|------------------------|----|--------|--------|--------|------|
| | | 一人当り | 全員 | 官等 | 制服 |
| | | ルーブル | | | |
| 代理公使、総領事 | 1 | 12,000 | 12,000 | V | V |
| 秘書官と副領事 | 1 | 4,000 | 4,000 | VIII | VIII |
| 研修生 | 2 | 1,400 | 2,800 | IX | IX |
| 通訳雇用費 | | | 1,000 | | |
| 教師雇用費、教材購入費 | | | 500 | | |
| 事務用費 | | | 700 | | |
| 進物購入費 | | | 1,000 | | |
| 代理公使、および、総領事館の全職員用の住居費 | | | 3,000 | | |
| 医師支払い費用と医薬品購入費 | | | 500 | | |
| 計 | 4 | | 25,500 | | |

РГИА. Ф. 1152. Оп. 7. Д. 185. Л. 41

に應えていないので廃止する。

(九) 新たに設置される総領事館に必要とされる支出に関して言えば、その一部は、外務省が駐箱館領事館職員を可能と認める範囲で縮小することをもって補填することができる。これに際して、【新設予定の】領事館職員の人件費は箱館に比してかなり高額なものとならざるをえない。その理由は横浜、および、南方の諸港での生活費は箱館に比して比べものにならないほど高いからである。

以上の観点から作成されたのが本文書に添えた：在日本総領事館、および、在箱館領事館の職員案である⁽²³⁾」

両館の職員については上記、および、次頁の「附表」を参照されたい。国家評議会は一八七〇年三月四日の総会で、在箱館領事館を含む外交代表部の職員変更に伴う問題に関して、宰相の提案を検討、了承し、その結論を皇帝陛下の裁可に供した。⁽²⁴⁾

皇帝陛下は国家会議の意見を一八七〇年五月二四日に裁可し、その執行を命じた。⁽²⁵⁾

このように、この時代に生じた政治現実に応じて、日本におけるロシアの外交代表部の構造も変化し、全体としてその時代にとってより完全に効率的なものとなった。

在箱館ロシア領事館は、ロシアと日本の通商の結びつきの強化にひたすら心を砕いた。そのことを示す証左は少なからずあり、我々の文書館に保存されている史料の中にも含まれている。この中には、その問題に関するロシア、および、諸外国の報道、在箱館領事館を含む通商、および、外交代表部によって作成された分析文書がある。また、当文書館には日本と他の諸外国との通商状況に関する分析報告書もある。これらの史料を研究することは、ロシア、および、日本の多くの研究者にとって等しく興味のあることである。

(24) 在函館ロシア領事館 (チェルニャフスキー)

附録二

在箱館領事館の定員・規定（1870年）
皇帝陛下の裁可に供されたもの

| | 人数 | 年間経費 | クラスと等級 | |
|---|----|------------------------------|--------|----|
| | | ルーブル | 官等 | 制服 |
| 領事 建物の維持・修理・保険費、事務用品費、郵送費 通訳雇用費 進物用費 | 1 | 5,000 1,700 800 500 | VI | VI |
| 計 | 1 | 8,000 | | |

РГИА. Ф. 1152. Оп. 7. Д. 185. Л. 42

ロシアの在外公館は、箱館にあった全期間を通じて、日露両国間の重要な結節点であったし、公使館が箱館の町に置かれたことは、外交的に見て論理的で正しい第一歩であった。

最後に指摘しておかなければならないのは、ロシア国立歴史文書館の保存されている史料から判ることは、ロシアの在外公館は箱館に設置された当初から、極東諸国との政治的、文化的、経済的結びつきを強化するために出来る限りのすべてを行い、そして、それは日露両国の繁栄のためのものであったということである。

（翻訳：有泉和子）

【 】は訳注。

【註】

- (1) История Сахалина и Курильских островов. Южно-Сахалинск, 2008. С. 356.
- (2) РГИА. Ф. 1152. Оп. 7. Д. 185. Л. 7 об.
- (3) Синтаро Накамурра Японцы и русские. М., 1983. С. 185.【内容は日本語で読める。中村新太郎『日本人とロシア人 物語人物往来史』大月書店一九八三】
- (4) РГИА. Ф. 565. Оп. 9. Д. 34491. Л. 2-2 об.
- (5) РГИА. Ф. 565. Оп. 9. Д. 34491. Л. 2 об.-3.
- (6) РГИА. Ф. 565. Оп. 9. Д. 34491. Л. 3 об.-4.
- (7) РГИА. Ф. 565. Оп. 9. Д. 34491. Л. 5-5 об.
- (8) РГВМФ. Ф. 870. Оп. 1. Д. 7873. Л. 9.
- (9) Файнберг Э. Я. Русско-японские отношения в 1697-1875 гг. М., 1960. С. 179.
- (10) Кузнецов А. П. Вклад И. А. Голкевича в становление русско-японских отношений в XIX веке. СПб., 2007. С. 43.
- (11) Кузнецов А. П. Вклад И. А. Голкевича в становление русско-японских

- отношений в XIX веке. СПб., 2007. С. 43.
- (12) Дневники Святого Николая Японского. Т. I. СПб., 2004. С. 22.
 - (13) РГИА. Ф. 797. Оп. 34 Подл. Д. 18. Л. 3.
 - (14) РГИА. Ф. 797. Оп. 34 Подл. Д. 18. Л. 11 об.-12.
 - (15) РГИА. Ф. 565. Оп. 4. Д. 15137. Л. 1 об.-4.
 - (16) РГИА. Ф. 565. Оп. 4. Д. 15137. Л. 9.
 - (17) Дневники Святого Николая Японского. Т. I. СПб., 2004. С. 30, 51.
 - (18) Кузнецов А. П. Вклад И. А. Голкевича в становление русско-японских отношений в XIX веке. СПб., 2007. С. 50.
 - (19) РГИА. Ф. 1343. Оп. 19. Д. 3755. Л. 3-4 об.
 - (20) РГИА. Ф. 1343. Оп. 19. Д. 3755. Л. 1.
 - (21) РГИА. Ф. 1329. Оп. 1. Д. 1029. Л. 209-223.
 - (22) РГИА. Ф. 1152. Оп. 7. Д. 185. Л. 8-9 об.
 - (23) РГИА. Ф. 1152. Оп. 7. Д. 185. Л. 38-39.
 - (24) РГИА. Ф. 1152. Оп. 7. Д. 185. Л. 25-25 об.
 - (25) РГИА. Ф. 1152. Оп. 7. Д. 185. Л. 28-30.

本研究集会は、基盤研究S「マルチアーカーカイクアル的手法による在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」(課題番号二六二二〇四〇二、研究代表者/保谷 徹)の二環として、その経費の一部も使用して行なった。